

琉球大学学術リポジトリ

移民資料としてみた府県統計書の特徴とその活用

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄移民研究センター 公開日: 2018-11-13 キーワード (Ja): 府県統計書, 在外者数, 本籍人口, 出移民率, 局地的な移民送出地域 キーワード (En): Prefectural Statistics, Absentee, Domicile Population, Emigration Rate, Regional Emigration Area 作成者: 花木, 宏直, Hanaki, Hironao メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24564/0002010077

移民資料としてみた府県統計書の特性とその活用

花木宏直

- I. 問題意識
- II. 移民資料としての府県統計書の特性
- III. 府県統計書の活用
- IV. 結論

キーワード：府県統計書，在外者数，本籍人口，出移民率，局地的な移民送出地域

I. 問題意識

近代日本では、海外を含む人口移動の活発化がみられた。近代日本の出移民研究において、移民の送出時期や送出地域と移住先の比定、出移民数の把握は、最も基本的かつ重要な検討内容である。そして、送出地域の偏在の実態の把握と、その要因の理解の深化が、主な研究課題となっている¹⁾。

送出地域の偏在を把握する上で、石川友紀による『日本移民の地理学的研究』の「第2章 日本からの移民」は基礎研究として重要である²⁾。とくに、本章に収録された第2-16表から第2-19表の4つの表は、外務省通商局編『旅券下付数及移民統計』³⁾をはじめ日本政府が近代に刊行した移民統計を用いて、明治31～昭和16(1898～1941)年における1年ごとの府県別出移民数を明らかにしたものであり、近代日本における移民送出を概観する上で貴重な成果となっている。しかし、明治30(1897)年以前の府県別の出移民数については、原典の資料的制約のため示されていない。石川はこの点を補充するため、明治元(1868)年以降の日本における出移民数や⁴⁾、明治18～27(1886～95)年に実施されたハワイ官約移民の府県別出移民数等を示している⁵⁾。ただし、4つの表とは数値の質や地域単位が異なるため、明治中期以前の出移民数の総観は困難である。

また、石川は、前記の4つの表にて、府県別に出移民数を集計している。これは、近代に日本政府が刊行した移民統計において、出移民数の集計の最小の地域単位が府県となっていることが1つの要因である。しかし、府県内においても、全域的に平均して移民送出がみられることは考えにくく、特定の地域に移民送出が偏在することが推察される。一方、より詳細な地域単位で移民送出を把握する際、外務省外交史料館所蔵「海外旅券下付(附与)返納表進達一件(含附与明細表)」⁶⁾、いわゆる「海外旅券下付表」や、「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」⁷⁾、「移民取扱人ニ依ラサル移民ニ対シ渡航許可ヲ与ヘタル者ノ姓名月表警視庁府県ヨリ報告一件」⁸⁾、といった渡航者名簿が活用されている。これら

の資料は、移民の氏名や年齢、性別、続柄、出身世帯の地番まで含んだ住所、旅券下付ないし渡航許可年月日といった、移民個人に関する詳細な情報が記されており、ミク罗斯ケールで送出地域を検討するための基礎資料として重要である。しかし、資料数が膨大すぎることや、地番順ではなく姓の五十音順や旅券下付日ないし渡航許可日順に収録されていること、「海外旅券下付表」については基本的に外務省外交史料館にてマイクロフィルムによる閲覧となること等のため、広域的かつ通時的に詳細な送出地域の分布を検討することは過重な調査労力を要し大変困難である。なお、広島県立公文書館や、琉球大学内にある沖縄移民研究センター（旧琉球大学移民研究センター、現在は琉球大学国際沖縄研究所に統合）では、機関の所在する府県の「海外旅券下付表」の複製本が所蔵され、より調査労力をかけずに閲覧が可能であるが、このような事例は全国的に稀有である。

一方、後2者の渡航者名簿については、外務省外交史料館にて原本での閲覧が可能であり、「海外旅券下付表」に比べ調査労力が少なく済む。しかし、「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」は明治26～42・大正2～10（1893～1909・1913～1921）年頃、「移民取扱人ニ依ラサル移民ニ対シ渡航許可ヲ与ヘタル者ノ姓名月表警視庁府県ヨリ報告一件」は明治30～大正10年頃の渡航者しか収録されておらず、渡航者名簿の作成元である移民会社や府県によっては住所の記載がない場合もあり、これらの資料を単体で活用することは難しい。なお、近代日本有数の移民多出府県となった沖縄県では、沖縄県史や市町村の自治体誌の一部において、主に後2者の渡航者名簿を収録した移民資料編が刊行されており、詳細な送出地域の検討に有益である⁹⁾。しかし、他の府県では、自治体誌移民編や海外移住誌の編纂はみられるものの、このような渡航者名簿を編纂した資料編の存在はほとんど確認できない。

さらに、石川は、「第2章 日本からの移民」の別の個所において、外務省調査局編『昭和十五年海外在留邦人調査結果表』¹⁰⁾をもとに、昭和15（1940）年における府県別の在外者数¹¹⁾を提示している¹²⁾。渡航者数と在外者数について、渡航者数はある期間に日本国内から海外へ移動した人数、在外者数は海外に在住していた人数を示すものであり、意味は異なるものの、いずれも出移民数を把握する上では重要な数値である。ただし、渡航者数より在外者数のほうが、海外での死者や帰郷者、海外で生まれた子どもを踏まえた数値であるため、より実態に即した出移民数を把握する上で適している。とくに、出移民率の算出において、石川は渡航者数を現住人口で除しているが¹³⁾、渡航者数は年次ごとの変動が激しく、1年前後した数値を用いると出移民率が大きく異なってしまうため、在外者数を本籍人口で除するほうがより適切かつ確実な数値といえる。ただし、全国的に在外者数を把握することができる資料として、『昭和十五年海外在留邦人調査結果表』に加え、外務省調査部『海外在留本邦人送金額調査』¹⁴⁾に昭和9～13（1934～38）年の府県別の

在外者数がみられるが、大正期以前の動向や、詳細な地域単位での把握は困難である。

これらの状況を鑑みて、筆者はより詳細な地域単位で全国的な送出地域の偏在を把握する方法として、府県統計書の活用が有効であると考え。府県統計書は、近代に府県で刊行された総合統計の総称であり、たとえば沖縄県であれば「沖縄県統計書」といった個別名称をもつ。既存研究においても、府県統計書を用いた出移民数の検討は、児玉正昭『日本移民史研究序説』における広島県と山口県、福岡県、熊本県の事例をはじめ、瀬戸内地方から九州地方にかけての近代日本有数の移民送出地域を中心に、府県別の動向を明らかにした成果がみられる¹⁵⁾。そして、これらの研究では、渡航者数だけでなく在外者数に注目し、市郡単位で検討している点で特性をもつ。つまり、全国の府県で刊行された府県統計書を並列し検討すれば、より詳細な地域単位にて、出移民数の把握に適した数値を用いて、全国的な移民送出の偏在を明らかにすることが可能になる。しかし、既存研究では、移民統計としての府県統計書の資料批判や活用についての総合的な検討がみられない¹⁶⁾。また、児玉は市郡単位での出移民率の算出において、石川の方法とは異なり在外者数を現住人口で除しているが¹⁷⁾、在外者数は本籍人口をもとに集計されていた可能性が高い。在外者数のもつ意味についても、いま一度検討する必要がある。

以上の点を踏まえ、本稿では、①移民統計としての府県統計書の特性と、②府県統計書を活用した全国的なメソスケールないしミクロスケールの送出地域の偏在、を検討することを目的とする。

Ⅱ. 移民資料としての府県統計書の特性

1. 出移民関係項目の記載状況

府県統計書は基本的に、47府県の全てにおいて、近代を通じて1年ごとに刊行されているが、年次によっては資料の所在が確認できないものもみられる。また、府県統計書は、資料量でみると渡航者名簿の分析に比して少ないとはいえ、全府県の全ての年次を収集し検討するためには多くの調査労力を要する。これらの点を踏まえ、はじめに、近代有数の移民送出地域である瀬戸内地方と九州地方北部、沖縄県を含む、中国地方5県と四国地方4県、九州地方8県の計17県を選定して、府県統計書を悉皆収集し、在外者数や渡航者数をはじめ出移民に関する項目の記載を検討する。なお、府県統計書の収集にあたっては、同資料のほぼ全冊が国会図書館に所蔵されていることと、国会図書館所蔵の近代資料はおおよそ「国会デジタルコレクション」にて閲覧可能であることから、この機能を用いて行った（表1）。

まず、出移民関係項目の初出に注目すると、明治11（1878）年に大分県で「洋行」が県単位で該当者2人と、「外国送籍」が県単位で該当者0人となっている¹⁸⁾。また、明治14

表1 府県統計書における出移民関係項目の記載状況

府県\年次	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900	1901
鳥取県	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	x	x	x	(○)	(○)	(○△)	(○△)	(○△)	●△	●△
島根県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	(○)	(○)	(○)	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x
岡山県	x	x	x	x	x	x	x	x	●	x	x	x	x	x	x	(○)	(○)	(○)	●	●	●	●	(○)	●△
広島県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	(○)
山口県	x	x	x	x	x	x	x	x	(○)	(○)	(○)	●	x	x	x	x	x	△	△	x	x	x	△	△
徳島県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	(○)	●	●	●	●	(○)	●	●	●△	●△
香川県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	▲	(△)	▲
愛媛県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●	x	x	x	x	x	x	■
高知県	x	x	x	x	x	x	x	(○)	(○)	●	●	●	●	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	△*
福岡県	x	x	x	*	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x
佐賀県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●
長崎県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	(○△)*	(○△)*	●▲*	●▲*	●▲*	●▲*	x	x	x	x	x	x	x	△*	△*
大分県	*◆	x	x	*	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	(○)	●	(○)	●	x	●	x	x	x
熊本県	x	x	x	x	x	x	x	x	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	●	●	●	(○)	(○)	●	●	●	●	●△	●△
宮崎県	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	●	●	●	●	●	●	●	x	x	x	●	●△	●△
鹿児島県	x	x	x	x	x	x	x	(○)	(○)	(○)	(○)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	(○)	●	●	●
沖縄県	x	x	x	x	x	x	(○)	(○)	(○)	(○)	◎	◎	◎	◎	◎	x	(○)	(○)	(○)	(○)	◎▲	◎	◎	◎
府県\年次	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925
鳥取県	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	(○△)	●△	●△	●△	●△	(○△)	●△	●△	●△	●△	●△	●△	△	△	△
島根県	x	x	x	x	▽◇	◎▽◇	◎▽◇	◎▽◇	◎▽◇	◎▽◇	x	◎	◎	◎	(○▽◎)	◎▽◎	◎▽◎	◎▽◎	◎▽◎	◎▽◎	◎▽◎	◎▽◎	(○▽◎)	(○▽◎)
岡山県	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	x	(△◇)	(△◇)	(△◇)	(△◇)	●▲	(○△◇)	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
広島県	(○)	(○)	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	x	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽
山口県	△	△	△	△	(△)	(△)	(△)	x	x	△	△	△	△	△	△	(○)	●	x	x	x	x	x	x	
徳島県	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△
香川県	(△)	△	(□)	■▽	(□)	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽	◎■▽
愛媛県	x	x	■	■	■	■	■	x	x	x	◆▽	(◇▽)	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆
高知県	◎■	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽
福岡県	(○)	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	(○△◇)	(○△◇)	(○△◇)
佐賀県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x	x	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	●	x	x	
長崎県	△*	△*	x	(▽)	(▽)	(▽)	▽	(▽)	▽	x	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△	△△
大分県	x	●	x	x	x	x	x	x	▽	▽	(○)▽	(○)▽	(○)	(○)▽	(○)	(○)▽	(○)▽	(○)▽	(○)▽	(○)▽	(○)▽	(○)▽	(○)▽	(○)▽
熊本県	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△
宮崎県	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△
鹿児島県	●△	●△	(○)△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	●△	(△)	(△)	●△	●△	(△)	(△)	△△	△△
沖縄県	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	◎▲	x	◎▲	x	◎	◎	◎	x	x	x	(○)	◎	x	◎	◎	◎	◎	◎	◎
府県\年次	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	備考							
鳥取県	△(△)	△	△	△	△	△(△)	(△)	△	△	x	x	x	x	x	x	x								
島根県	◎▲▽	◎▲▽	◎▲	◎▲	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x								
岡山県	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x								
広島県	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	◎▲▽	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x								
山口県	x	x	x	x	x	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽								
徳島県	●	●	●▲	(○)	(○)	(○△)	(○△)	(○△)	●	x	x	x	x	x	x	x								
香川県	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	◎▽	▽=「警察」に記載, 県単位							
愛媛県	▽◆	▽◆	(◇▽)	▽◆	▽◆	▽◆	x	x	x	x	x	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽◆	▽=「警察」に記載, 警察署管内単位							
高知県	△*	△*	(△*)	△*	△*	△*	△*	△*	(△*)	△*	△*	(△*)	△*	x	x	x	△*=「海外移民」, 県単位, ◆=「旅券返納人員」, 県単位, 1919~21の▽は、「戸口」と「警察」双方に記載, 「戸口」は市郡単位, 「警察」は県単位							
福岡県	(○△◇)	◎▲	(○△◇)	(○△◇)	◎▲	◎▲	(○△◇)	(○△◇)	(○△◇)	◎▲	◎▲	(○)▽	(○)▽	◎▽	◎	x	◎=「警察」に記載, 県単位							
佐賀県	x	x	x	x	▽	▽	▽	▽	▽	▽	▽	x	x	x	x	x	△=「警察」に記載, 県単位							
長崎県	△▽◎	▽◎	▽◎	▽◎	▽◎	▽◎	▽◎	▽◎	x	x	x	x	x	x	x	x	△=「洋行」, 県単位, ◆=「外国送籍」, 県単位, ◎=「警察」に記載, 県単位							
大分県	▽◎	(○)	(○)▽	◎▽	(○)▽	(○)	(○)	(○)	(○)	◎▽	x	x	x	x	x	x	◎=「警察」に記載, 県単位							
熊本県	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	x								
宮崎県	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	x								
鹿児島県	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	△▽	x	▽=県単位							
沖縄県	◎	x	(△)◎	(△)◎	(△)◎	(△)◎	(△)◎	(△)◎	(△)◎	(△)◎	(△)◎	x	x	x	x	x	◎=県単位							

注) 凡例は以下の通りである。
 ◎=在外者, 市町村単位, ●=在外者, 市郡単位, ○=在外者, 県単位, ▲=渡航者, 市郡単位, △=渡航者, 県単位, ■=海外在留者, 市郡単位, □=海外在留者, 県単位, ▼=渡航者(「警察」に記載), 市郡または警察署管内単位, ▽=渡航者(「警察」に記載), 県単位, ◆=海外在留者(「警察」に記載), 市郡または警察署管内単位, ◇=海外在住者(「警察」に記載), 県単位, ¥=送金額, 市郡単位, *・◆=その他(備考を参照), ()=統計や項目が存在しないもの, 他の次の統計により数値が判明, ×=統計や項目なし。

資料: 府県統計書(各年次)をもとに作成。

(1881)年には大分県で「洋行」が県単位で該当者2人¹⁹⁾、明治15(1882)年には福岡県で「外国へ送籍」が市郡単位で該当者は各市郡とも0人となっている²⁰⁾。

次に、明治19(1886)年に鳥取県と岡山県、福岡県、明治20(1887)年に島根県と宮崎県、明治21(1888)年に高知県と佐賀県、明治22(1889)年に大分県、明治23(1900)年に香川県と熊本県で、在外者数の記載が市郡単位で登場している。また、島根県と広島県、高知県、福岡県、長崎県、沖縄県の一部年次については市町村単位での記載もみられ、明治23～32(1899)年の沖縄県は間切単位となっている。そして、大正後期以降、記載が減少し、昭和前期には島根県と徳島県、福岡県、大分県、熊本県の一部年次に記載がみられるのみである。

続いて、明治20年代後半から明治30年代前半より、渡航者数の記載が登場している。多くは県単位であるが、岡山県や広島県、福岡県、沖縄県の一部年次については市郡単位で記されている。また、島根県や香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、大分県の一部年次では、府県統計書の「戸口」ではなく「警察」の章に渡航者数が記されており、島根県や愛媛県、大分県では警察署管内単位での記載がみられる。渡航者数については、山口県、熊本県を除く各府県で、おおよそ昭和前期まで継続して記載がみられる。

また、広島県では明治28(1895)年の移民関係項目の初出時以降、島根県と岡山県、広島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県では明治30～40年代以降、大分県と熊本県、鹿児島県、沖縄県では大正中期以降の一部年次に、海外在留者数の記載もみられる。海外在留者数についても、島根県や愛媛県、福岡県、大分県といった一部の府県では、「警察」の章に記されており、島根県や愛媛県では警察署管内単位での記載がみられる。そして、昭和前期において、島根県と岡山県、広島県、香川県、愛媛県、長崎県、大分県で記載が継続している。さらに、出移民数だけではなく、岡山県や広島県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県といった移民多出府県を中心に、送金額の記載をもつ府県もみられる。ただし、香川県や愛媛県等、必ずしも移民多出府県といえない一部の府県についても、送金額の記載がみられる。

表1より、資料の所在が確認できないため、出移民関係項目や出移民数が把握できない府県や年次も多いが、出移民関係項目の記載のあり方は府県ごとに相違がみられることが確認できる。また、たとえば全国上位の移民多出府県である山口県は、在外者数の市郡単位での記載が明治22年と大正5(1916)年、大正8(1919)年しかみられず、多くの年次は渡航者数が県単位で記されるのみである。一方、島根県や高知県は移民多出府県とはいえないが、在外者数が市郡単位や市町村単位で記載される年次が多くみられる。つまり、出移民数の多寡と、府県統計書における移民関係項目の詳細さとの間に、必ずしも相関関係がみられないと指摘できる。さらに、一部の府県や年次には、「戸口」ではなく「警察」

の章に移民関係項目が記載されており、移民の管轄部署の相違も確認できる。しかし、表1を概観すると、明治20年代から大正後期にかけて在外者数が市郡単位で、明治30年代から昭和前期にかけて渡航者数が主に県単位で、明治30年代後半から昭和前期にかけて一部府県で海外在留者数が県または市郡、警察署管内単位で記載されるという、おおよその傾向を指摘することができる。

2. 出移民関係項目の意味

次に、表1で取り上げた17県のうち、在外者数や渡航者数、海外在留者数といったさまざまな項目がみられ、「戸口」と「警察」の章の両方に出移民関係項目があり、最上位の移民多出府県でもある福岡県に注目し、府県統計書に記された出移民関係項目の意味について検討する(表2)。

まず、在外者数の項目名に注目すると、明治15年に「寄留人員ノ郡区別」の大項目に、「外国旅行」という項目がみられるが、0人であった。そして、明治19～30年にかけて「出入ノ人口」に「外国行」、明治36～大正3(1903～14)年にかけての「本籍人口出入動態」と大正4(1915)～昭和15年にかけての「出入人口」に「在外国」の項目がみられる。「外国行」と「在外国」の意味に注目すると、いずれも「出入ノ人口」や「出入人口」といった出入寄留者数を集計した大項目に記されている。また、表2には「外国行」と「在外国」の数値が隣接した年次に記される事例がみられないため、参考として福岡県に隣接する移民多出府県である熊本県における項目の変化に注目すると、明治30年の「外国行」は5,091人、明治31年の統計に記された明治30年の「在外国」も5,091人となっており、両者は同一の意味をもっている²¹⁾。一方、福岡県統計書では、明治30年の「外国行」は2,502人、資料欠を経て明治35(1902)年の「在外国」は8,259人と、在外者数に大きな相違がある。しかし、当該時期は明治33年の北米自由移民の禁止直前で移民が増加した時期に相当し、在外者数が大幅に増加してもおかしくない²²⁾。これらの点を踏まえ、福岡県においても、「外国行」と「在外国」は同じく在外者数を示すと位置づけられる。

次に、在外者数の意味について、明治35年の統計が存在しないため(表1)、資料上「在外国」という語彙が初出となる明治36年の統計に注目し検討する(図1)。まず、福岡県統計書では在外者数の項目名が4度変化しているが、明治36年時点では「本籍人口出入人口」となっている。そして、「出」と「入」、「人口千ニ付」の中項目が設けられ、さらに「出」には「他市町村」と「在外国」、「在台湾」、「陸海軍在當在監人」、「監獄署在監人」、「失踪」、「計」、「入」には「他市町村」、「人口千ニ付」には「出」と「入」の項目が設けられている²³⁾。明治36年に限らず、他の年次もおおよそ同様な項目の構成となっている。つまり、図1から明らかであるように、在外者数とは、本籍人口のうち「外国」に出寄留、

表2 府県統計書における出移民関係項目の意味——『福岡県統計書』の事例——

章 大項目 \\項目 年次\\	戸口			警察						石川 (1997)	備考	
	出入人口	海外渡 航人員	海外在留人	外国渡航者人員								
	在外国	(計)	(計)	従来渡航 人員	本年中渡航 人員	本年渡航地 ニ於テ出生 人員	本年中帰国 人員	本年渡航地 ニ於テ死亡 人員	年末現在 在留人員			
1882												
1883												
1884												
1885												
1886	174											
1887	229											
1888	233											
1889	346											
1890	929											
1891	1,036											
1892	1,110											
1893	2,049											
1894	3,209											
1895	2,543											
1896	2,500											
1897	2,502											
1898												
1899										3,028		
1900										1,050		
1901										288		
1902	8,259	2,829								1,895		
1903	9,258	2,175	8,644							1,437	「出入人口」に「在台湾」の記載登場	
1904	10,511	2,034	9,666							1,844		
1905	11,463	1,966	10,455							1,838		
1906	13,753	4,427	14,294							4,031		
1907	15,406	2,519	12,849							2,218		
1908	15,591	504	13,335							350	「出入人口」に「在樺太」の記載登場	
1909	16,078	217	13,577							208		
1910	13,920	831	13,482							494		
1911	14,185	652	13,812							466		
1912	15,226	1,598	14,847							1,166		
1913	18,025	3,759	17,252							3,586		
1914	19,070	2,194	18,683							1,935		
1915	20,347	1,224	19,680							845	「出入人口」に「在朝鮮」の記載登場	
1916	21,489	1,530	20,984							968		
1917	23,094	2,179	23,094							1,539		
1918	27,377	2,831	31,411							1,829	「出入人口」に「在関東州」の記載登場	
1919	27,329	1,620	31,316	24,614	1,617	770	1,246	213	25,602	1,033		
1920	27,580	1,592	32,430	25,620	1,522	1,084	1,338	201	26,697	840		
1921	27,707	1,427	32,378	26,697	1,427	1,045	1,528	285	27,354	760		
1922	27,538	1,168	32,506							643		
1923	28,155	1,123	28,155							541		
1924	28,938	1,629	28,933							850	「出入人口」に「在南洋」の記載登場	
1925	30,194	1,225	30,348							880		
1926	31,290	1,004								934		
1927	32,876	1,147	31,876							885		
1928	32,922	1,555								1,398		
1929	34,250	2,778	34,250							2,266		
1930	33,865	1,584	33,865	34,829	1,584	529	595	209	36,138	1,228		
1931	36,516	909	36,503	36,148	916	623	456	208	36,703	478		
1932	38,784	1,684								1,042		
1933	41,237	2,807								2,139		
1934	44,899	2,418		42,013	2,773	818	531	200	44,873	2,075		
1935	47,774	1,231	47,774	44,673	1,229	910	610	336	46,066	701		
1936	50,166	1,266	50,166	46,066	1,266	893	551	269	47,405	554		
1937	53,972			47,405	1,224	902	810	286	46,066	490		
1938	60,914			48,621	8,670	955	1,266	330	56,651	195		
1939	67,686			56,464	16,360	1,258	17,605	359	56,118	137		
1940	77,896									133		
1941										23		

注1) 空欄は資料の不在、ないし記載のみられないことを示す。一部の年次は、他の年次の統計より数値を補った。大項目名と項目名は、最も長期間記されたものを示し、名称の変化は注2)～注5)で説明した。「外国渡航者人員」の一部年次については、数値の比較を考慮し、原典と項目の記載順を変更した。

注2) 「出入人口」と「在外国」は、1882年には「寄留人員ノ郡区別」と「外国旅行」、1886～97年には「出入ノ人口」と「外国行」、1902～14年には「本籍人口出入動態」と「在外国」と記される。

注3) 「海外渡航人員」は、1902～09年には「海外旅行券下付人員」と記される。

注4) 「海外在留人」は、1903～14年には「海外在留人員」、1927年には「海外在留本籍人」と記される。

注5) 「外国渡航者人員」のうち、「本年中渡航人員」は1920年には「本年渡航人員」、「年末現在在留人員」は1920年には「本年末現在人員」、1921～22年には「年末現在人員」と記される。

資料：『福岡県統計書』（各年次）、石川（1997）をもとに作成。

すなわち日本国外へ一時的に滞在している者を示す。

また、「外国」の範囲について、図1には「在外国」と、明治35年より数値を収集できる「在台湾」がみられる。さらに、明治41（1908）年には「在樺太」、大正4年には「在朝鮮」、大正7（1918）年には「在関東州」、大正13（1924）年には「在南洋」の項目が追加されている（表2）。明治28年に台湾、明治38（1905）年に樺太と関東州、明治43（1910）年に朝鮮半島、大正13年に南洋群島が日本の統治下となるが、統治開始時期から数年後よりこれらの地域への出寄留について別の項目が設けられ、「在外国」より在外者数を分割して記載している。つまり、「外国行」や「在外国」といった在外者数は、統計の作成当時における、日本の在外統治地域を除く海外を示すと位置づけられる。なお、日本の在外統治地域に関する項目が追加される前後にて、一部の年次に一時的かつ小幅な減少がみられるものの、大幅な在外者数の減少はみられない。この点については、既存研究に近代を通じて出移民数はおおそ増加傾向にあり、昭和前期に在外者数が最も多くなると指摘されることから、在外者数じたいが増加したためと推察される²⁴⁾。

さらに、福岡県や、先ほど比較検討に用いた熊本県では、在外者数は昭和15年まで記載がみられる。しかし、これらの県以外のほとんどの府県では、大正後期以降に在外者数の項目がみられなくなっていた（表1）。この点について、移民多出府県の1つである沖縄県に注目すると、沖縄県では大正14年より在外者数の記載がなくなるが、それに先だつて「戸口」の内容が大正9（1920）年に開始された国勢調査に依拠したものとなり、本籍人口と現住人口を区分した記載から現住人口のみの記載へと変化していた²⁵⁾。つまり、在外者数は本籍人口のうち日本国外へ一時的に滞在する者を示すという点を踏まえると、国勢調査の普及により本籍人口の集計が行われなくなっていくことが、大正後期以降に在外者数の項目が減少する1つの要因と指摘できる。

なお、福岡県における在外者数以外の出移民数に関する項目にも注目すると、明治35～42年に「海外旅行券下付人員」、明治43～昭和11（1936）年に「海外渡航人員」という大項目がみられた。「旅券下付」と「渡航」の意味について、本来は旅券を下付されることと渡航を許可されることは別の行為であり、旅券を下付されても眼病や事務手続上の問題等により渡航を許可されない場合もある。しかし、大項目の変化に注目すると、明治42年の「海外旅行券下付人員」が217人、明治43年の統計に記載された明治42年の「海外渡航人員」も217人であり、明治41年以前の年次についても渡航者数が一致した²⁶⁾。つまり、福岡県の場合、両者の意味に厳密な区分はなされていなかったと推察される。加えて、I章で注目した石川の4つの表にみえる、近代に日本政府の刊行した移民統計の数値と比較すると、総じて福岡県統計書のほうが数値は大きい。福岡県に限らず、たとえば明治33年の熊本県は府県統計書で1,562人に対し石川の表では1,344人をはじめ²⁷⁾、任意

の年次や府県をとりあげてみると、いずれも近代に日本政府の刊行した移民統計より府県統計書の渡航者数が大きい傾向がみられる。さらに、府県統計書における渡航者数の記載と、『旅券下付数及移民統計』の府県別渡航者数の記載、I章で指摘した主要な渡航者名簿のうち「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」および「移民取扱人ニ依ラサル移民ニ対シ渡航許可ヲ与ヘタル者ノ姓名月表警視庁府県ヨリ報告一件」の資料作成が、いずれも明治30年頃よりはじまっている。しかし、一例としてこれらの渡航者名簿がまとめられている『沖縄県史』資料編と沖縄県統計書を参照すると、総じて渡航者名簿と府県統計書、日本政府の刊行した移民統計との間で数値の不一致がみられる²⁸⁾。つまり、渡航申請地か渡航者の出身地かという点や、渡航申請日や許可日と実際の渡航日との相違等が要因と推察され、資料ごとの数値の不整合が生じているものの、明治30年頃より日本政府や府県とも渡航者数の集計が開始されることはおおそ明らかである。

また、福岡県統計書では、渡航者数と記載年次が同時期の明治36～昭和11年に、海外在留者数の項目もみられた。さらに、「警察」の章にも、大正8～昭和14(1939)年にかけて断続的に、「年末現在在留人員」という項目がみられた。海外在留者数は、昭和2(1927)年に「海外在留本籍人」という大項目がみられることから、本籍人口のうち海外に在留する者を集計したものとみられる。算出方法については、「警察」の章の項目や数値を踏まえると、「従来渡航人員」に「本年中渡航人員」、「本年中渡航地ニ於テ出生人員」を加え、「本年帰国人員」と「本年中渡航地ニ於テ死亡人員」を減したものである。しかし、任意の年次の「年末現在在留人員」と翌年の「従来渡航人員」や、「本年中渡航人員」と「戸口」の章の渡航者数について、必ずしも数値は一致しない。さらに、「警察」の章と「年末現在在留人員」と「戸口」の章の海外在留者数、在外者数ともに、昭和前期以降の一部の年次で数値の一致がみられるが、おおそ異なっている。加えて、「戸口」の章の海外在留者数は、大正7～11(1922)年のみ30,000人以上と不自然に増加している。ただし、この一時期を除くと、「警察」の章と「年末現在在留人員」と「戸口」の章の海外在留者数、在外者数の数値の増減の傾向は一致している。

以上の点を踏まえ、とくに本稿で注目する在外者数の特性について、大正後期以降は国勢調査の普及により本籍人口の集計がみられなくなり、昭和前期以降についてはほとんどの府県で記載がみられないという欠点をもつ。しかし、本籍人口のうち日本国外に一時的に滞在する者を示し、渡航者数のような年次ごとの大幅な数値の変化がみられないため、本籍人口で除すれば出移民率の算出に適している。さらに、近代に日本政府が刊行した移民統計より早い明治20年代より多くの府県で数値がみられることや、大半が市郡単位、府県によっては市町村単位にて記載されている。つまり、府県統計書を全国的に比較検討すれば、明治中期から大正後期にかけての市郡単位での在外者数や出移民率の分布を明ら

かにすることができる。

Ⅲ. 府県統計書の活用

1. 市郡別在外者数・出移民率に関する地図の作成方法

続いて、府県統計書を用いて、近代日本における市郡単位での在外者数と出移民率の分布を検討する。対象とする年次について、多くの府県において明治20年代より大正後期にかけて市郡単位での在外者数の記載がみられたことと、表1に示した移民関係項目の府県別の記載状況、近代日本における出移民の通時的展開を踏まえ、①明治18～27年にハワイ官約移民の送出がみられるとともに、明治24（1891）年より移民会社による移民送出手がはじまる直前までの初期移民送出手にあたる明治23年、②明治30年代より移民会社によるハワイ等への移民送出手と北米への転航が盛んになり、明治41年に転航が禁止されるまでの出移民数の隆盛期にあたる明治40（1907）年、③明治41年以降の南米や東南アジアへの移民送出手の増加と、大正13年のアメリカ合衆国移民法やブラジルの移民禁止までにあたる大正9年の、3つの年次に注目する。上記の年次について、47府県の府県統計書を悉皆調査し、市郡単位での在外者数と本籍人口を収集した。なお、当該年次に記載がみられない場合や資料の所在が確認できない場合は前年度の年次を収集し、前年度もみられない場合は翌年度の年次を収集して、両年度ともみられない場合は収集しなかった。

そして、市郡別の在外者数と出移民率に関する地図を作成した（図2～4）。作図にあたっては、ベースマップに筑波大学歴史地理学研究室作成の昭和5（1930）年の市郡別地図を用いた。この地図は、あくまで昭和5年における市郡境を示したものであり、本稿で対象とする3つの年次とは郡の合併や市の分離等により市郡境の相違が少なからずみられる。また、この地図は市郡境を示したものでありながら、東京市と大阪市以外の市が示されていない。さらに、本州と四国、九州のみ作成されており、北海道と沖縄県については資料が存在しない。これらの点を踏まえ、府県統計書より得られた市郡単位の数値を、たとえば明治23年の福岡県竹野郡と生葉郡は生葉郡の一部が八女郡に合併されるが浮羽郡へ、明治40年と大正9年の小倉市と門司市は企救郡へといったように、主な合併先や分離前に主に含まれていた郡へ統合し、数値を集計しなおした。そして、在外者数に加え、出移民率を図化することで、実数を図化した場合に生じる地図表現の変化を抑制しようとした。北海道と沖縄は新たにベースマップを作成し、北海道については人口規模を勘案して支庁別に数値を集計した。作図にあたっては、地理情報分析システムMANDARAを用いた²⁹⁾。

もちろん、本稿で注目した3つの年次は、たとえば明治23年には最上位の移民多出府県である広島県を収集できていないことや、岐阜県と大阪府は3つの年次とも前後の年次

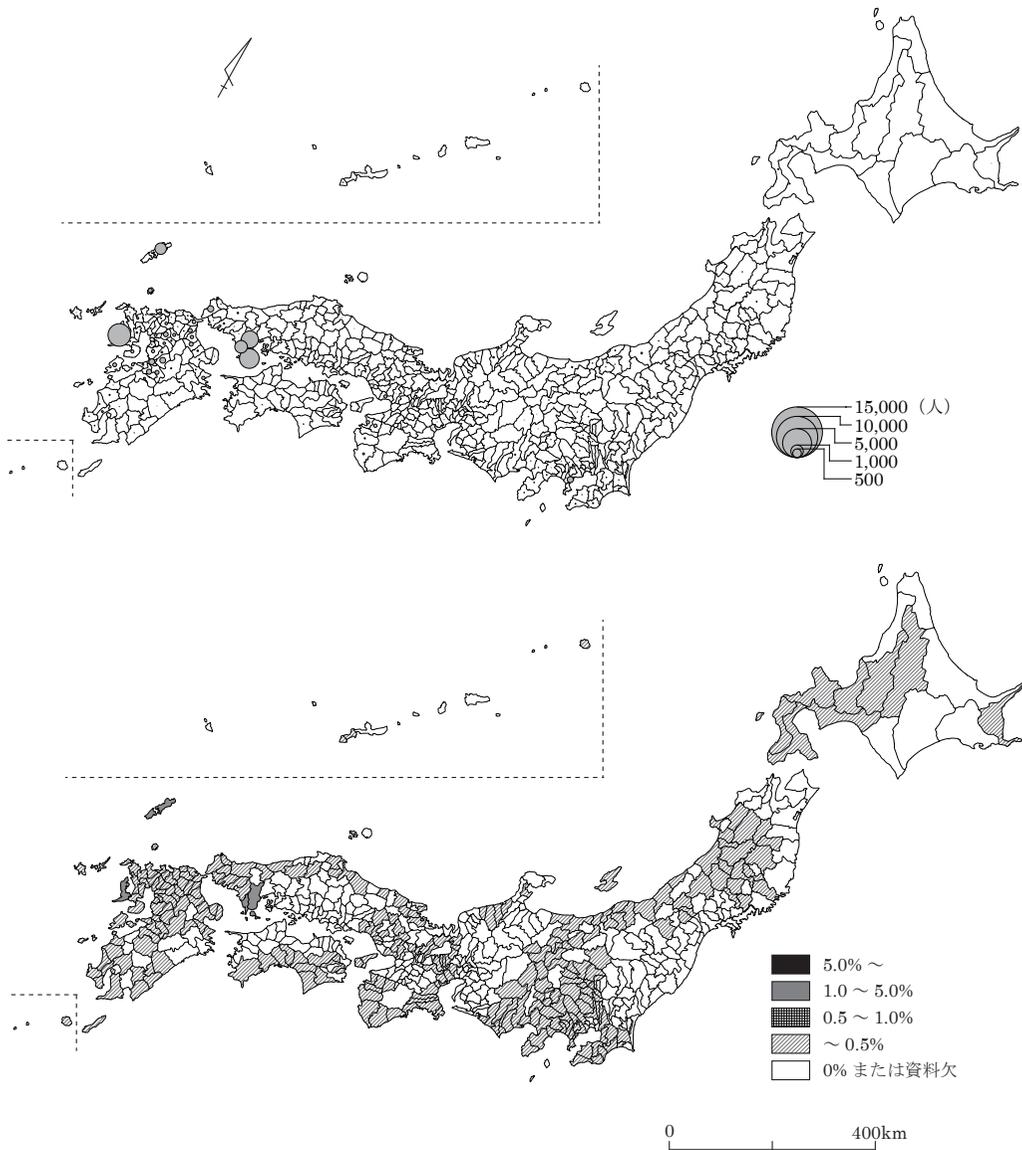


図2 市郡別在外者数と出移民率——1890年——

注1) 青森県と宮城県、福島県、茨城県、栃木県、東京府、富山県、福井県、岐阜県、愛知県、大阪府、奈良県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県は資料欠である。

注2) 山口県は1889年、兵庫県と長崎県、鹿児島県は1891年の数値である。

資料：府県統計書をもとに作成。

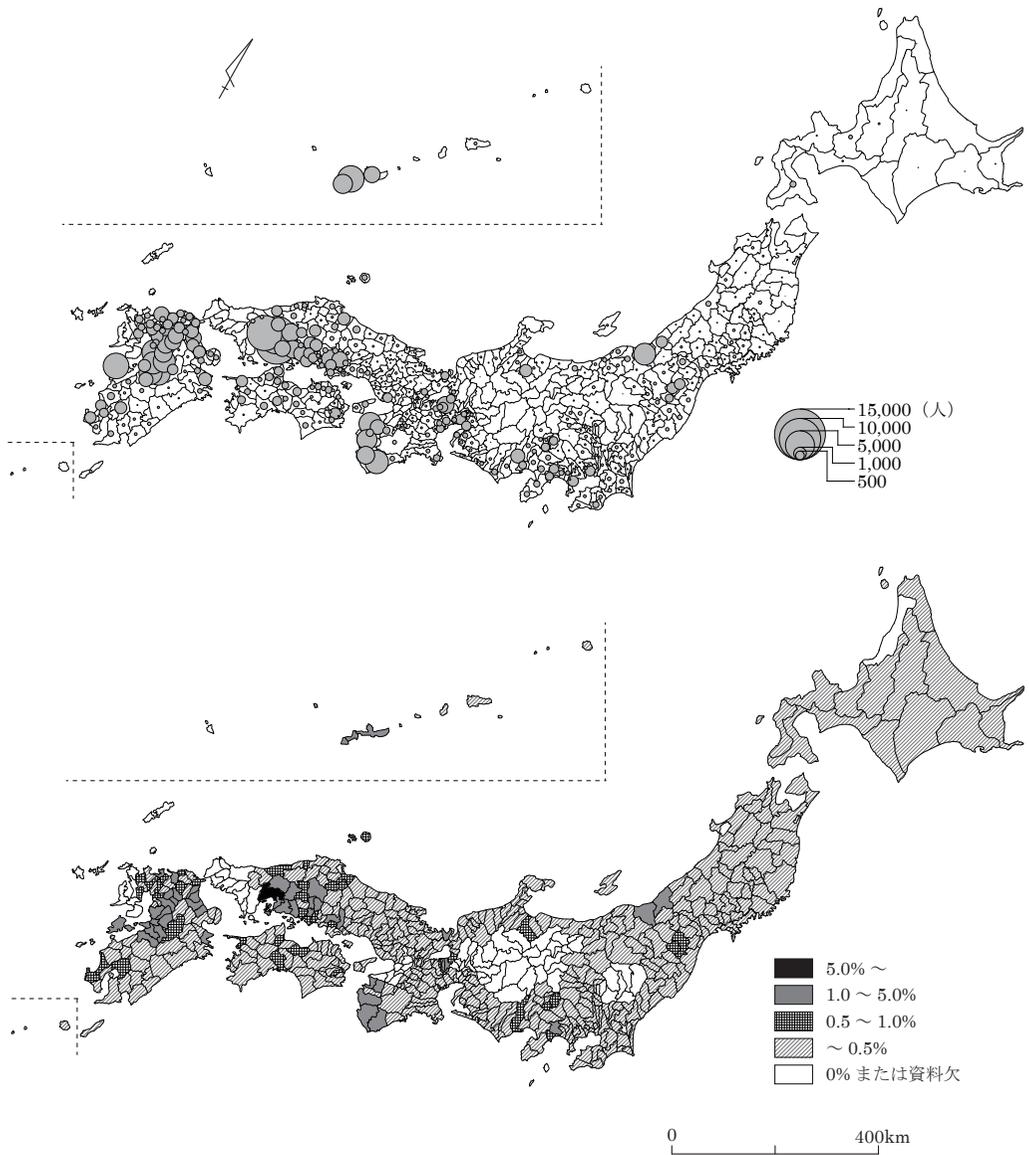


図3 市郡別在外者数と出移民率——1907年——

注1) 栃木県、長野県、岐阜県、大阪府、山口県、長崎県は資料欠である。

注2) 福島県は1906年、新潟県と愛知県、兵庫県、大分県は1908年の数値である。

資料：府県統計書をもとに作成。

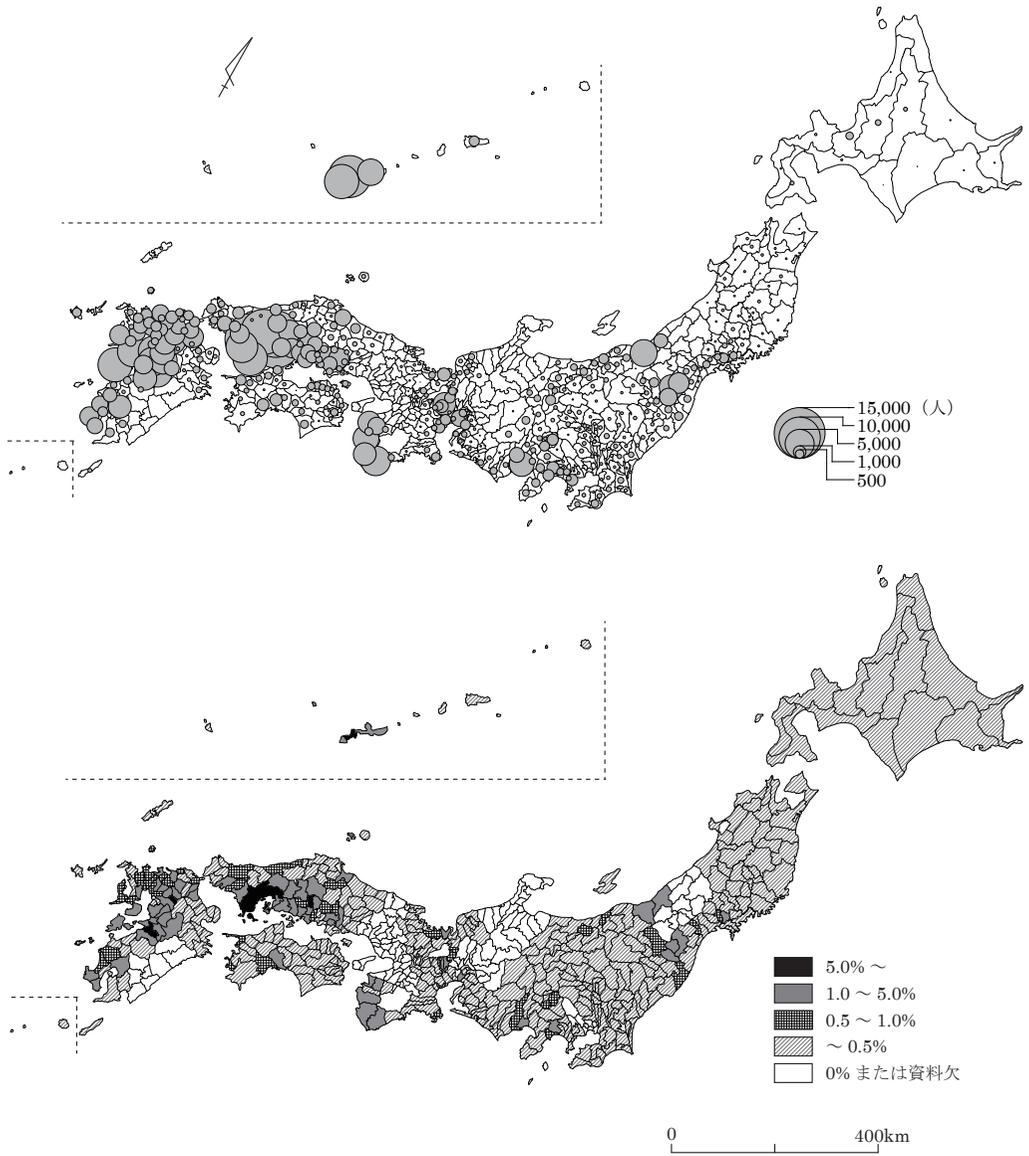


図4 市郡別在外者数と出移民率——1920年——

注1) 山形県と東京府、富山県、石川県、岐阜県、大阪府、兵庫県、奈良県、宮崎県は資料欠である。

注2) 岩手県と宮城県、福井県、沖縄県は1919年、福岡県は1921年の数値である。

注3) 山口県は在外者数が1919年、本籍人口が1920年の数値である。

資料：府県統計書をもとに作成。

を含め市郡単位での在外者数の記載がみられない等、数値の不備も多い。石川の4つの表において渡航者数の総計が府県別で8位となっている北海道については、大正後期以降に出移民数が急増するため、これらの年次では移民多出地域として描くことができない³⁰⁾。また、ベースマップとした昭和5年の市郡別地図は市郡境のひずみが少なからずみられ、MANDARAで図化する際にもひずみが拡大している。しかし、おおよその府県で当該項目が確認され、地図も全く不正確なものではないため、全国的な比較検討は可能である。そして、図2～4にみえる市郡の範囲は、必ずしも3つの年次における実際の市郡の範囲と一致しないが、既存研究における府県別の送出地域の分布図より詳細な地域単位を設定できているため、全国的なメソスケールないしミクロスケールの送出地域の解明という本稿の目的は達成できると考える。

2. 明治23（1890）年における市郡別在外者数と出移民率

まず、明治23年の在外者数や出移民率について、図2をみると、上位の市郡は瀬戸内地方や九州北部に偏在していることがわかる。ただし、図2で数値の得られた363か所のうち、在外者数が0人は80か所のみであり、78.0%で1人以上の在外者がみられた。

次に、在外者数や出移民率が上位の市郡に注目すると、1位は長崎県西彼杵郡（長崎市を含む）2,917人、2位山口県大島郡2,228人、3位山口県玖珂郡1,693人、4位山口県熊毛郡951人、5位長崎県対馬郡（当時は上県郡と下県郡）757人となっており、これらの5か所のみが出移民率1%を上回っていた。つまり、既存研究に指摘されるように、日本から本格的な移民送出の契機となった官約移民の送出地域である山口県大島郡および周辺地域が上位に含まれていた³¹⁾。また、6位以下にも、8位熊本県飽託郡（熊本市を含む、当時は飽田郡と詫麻郡）231人、10位熊本県下益城郡181人をはじめ、官約移民の送出地域が多数みられた。

一方、官約移民の送出地域ではない長崎県西彼杵郡や対馬郡において、多数の在外者がみられた点は興味深い。この要因について、明治23年前後の在外者数は、まだ「在朝鮮」の項目が設けられていないため、「外国」に朝鮮半島が含まれている。このため、西彼杵郡域にある長崎市やその周辺地域、朝鮮半島に近接する対馬といった、朝鮮半島を含むアジアへの移民送出地域が上位に登場したと指摘できる。また、熊本県天草郡115人、長崎県南高来郡81人をはじめ、長崎市に近接する島原半島や天草諸島についても、多くの在外者がみられた。6位山口県豊浦郡（赤間関市を含む）259人や、7位神奈川県久良岐郡（横浜市を含む）250人についても、豊浦郡域には朝鮮半島航路の起終点である赤間関市（現、下関市）、久良岐郡域には横浜市といった、東アジアや海外との交流の盛んな都市があるため、在外者数が上位となったと推察される。

さらに、明治23年は出移民数が総じて少ないため、在外者数が100人前後以上の郡にも注目すると、九州北部では福岡県三井郡（久留米市を含む、当時は御井郡と御原郡、山本郡）162人、大分県下毛郡126人、福岡県京都郡124人、企救郡110人が登場する。つまり、福岡県南部の筑後川流域から熊本県北部や中部の中山間地域付近より、福岡県東部から大分県北部にかけての豊後水道沿岸で多くの移民が送出されたことが確認できる。また、和歌山県では、和歌山市周辺から紀ノ川中流域に立地する海草郡（和歌山市を含む、当時は海部郡と名草郡）93人、那賀郡93人となっており、カナダ漁業移民で著名な日高郡（22人）や、オーストラリアへの採貝漁業移民で知られる西牟婁郡（38人）や東牟婁郡（2人）をはじめとした紀南地方の沿岸部より多くの在外者がみられた³²⁾。

3. 明治40（1907）年における市郡別在外者数と出移民率

明治40年の在外者数や出移民率について、図3で数値の得られた441市郡のうち、在外者数が1,000人以上は37か所、0人は2か所のみであり、在外者数と出移民率の増加がみられた。また、西日本にて多数や高率という傾向が明確にみられるようになった。

次に、在外者数が上位の市郡に注目すると、1位は広島県安芸郡（広島市と呉市を含む）9,439人、2位広島県安佐郡7,771人、3位広島県佐伯郡6,803人であり、明治23年と同じく官約移民の送出地域にて多くの移民が送出されていた。出移民率をみると、安佐郡8.901%、佐伯郡5.209%であり、この2か所で5%を上回っていた。さらに、広島県では豊田郡や賀茂郡や御調郡、山県郡、神石郡、比婆郡、芦品郡にて、在外者数が1,000人以上ないし出移民率が1%以上となっていた。九州北部についても、熊本県上益城郡は在外者数8位3,060人で出移民率5位3.548%、熊本県下益城郡は在外者数9位3,012人で出移民率4位3.560%をはじめ、引き続き多数の移民送出がみられた。また、熊本県玉名郡にて在外者数6位3,528人で出移民率2.458%をはじめ、既存の送出地域の周辺へも移民送出地域の拡大がみられた。

続いて、明治23年との相違について、図2にて沖縄県の在外者数は島尻郡（那覇区を含む）8人、中頭郡（首里区を含む）6人のみであったが、図3にて4位は中頭郡（首里区を含む）3,912人となっており、16位島尻郡（那覇区を含む）2,112人、25位国頭郡1,510人とあわせ、沖縄本島にて在外者数の急増がみられた。また、和歌山県では在外者数7位に東牟婁郡3,106人がみられ、10位海草郡（和歌山市を含む）2,791人、14位日高郡2,286人、20位西牟婁郡1,829人となっていた。つまり、図2で主な送出地域であった和歌山市周辺や紀ノ川中流域から、紀南地方の沿岸部へ移民多出地域の変化がみられた。福岡県についても、在外者数の17位三井郡（久留米市を含む）1,936人、21位八女郡1,825人、24位浮羽郡1,522人をはじめ、在外者数の上位は福岡県南部の筑後川流域から熊本県北部や中部の中山間地

域付近の比重が大きくなっていた。

さらに、在外者数の13位新潟県北蒲原郡2,691人、23位滋賀県犬上郡1,672人や、出移民率が1%を上回る郡では福井県三方郡1.593%、神奈川県足柄上郡1.094%、北蒲原郡に北隣する新潟県岩船郡1.071%、犬上郡に南隣する滋賀県愛知郡1.015%がみられた。つまり、新潟県北部や神奈川県西部、福井県若狭地方、滋賀県湖東地方をはじめ、近畿地方以東にも局地的な移民送出地域がみられるようになった。

4. 大正9（1920）年における市郡別在外者数と出移民率

大正9年における在外者数と出移民率について、図2や図3と図4を比較すると、全国的に在外者数と出移民率の増加しており、西日本にて多数や高率であるという傾向が継続していることが確認できる。また、図4で数値の得られた454市郡のうち、在外者数が1,000人以上は69か所で15.4%に相当し、0人の市郡はみられなかった。

次に、在外者数や出移民率の上位の市郡に注目すると、在外者数の1位は山口県玖珂郡14,398人、2位広島県安芸郡（広島市と呉市を含む）14,265人、3位広島県安佐郡11,922人、4位広島県佐伯郡11,192人の4郡にて10,000人を上回っていた。また、5位沖縄県中頭郡（首里区を含む）9,720人、6位山口県大島郡6,544人、7位沖縄県島尻郡（那覇区を含む）6,474人、8位熊本県天草郡6,432人、9位山口県熊毛郡5,586人、10位福岡県三井郡（久留米市を含む）5,211人となっていた。出移民率は1位安佐郡12.843%で10%を上回り、2位広島県甲奴郡8.524%、3位玖珂郡8.394%、4位大島郡8.015%、5位佐伯郡7.676%、6位福岡県浮羽郡5.890%、7位熊本県下益城郡5.149%、8位熊毛郡5.092%、9位中頭郡5.039%で5%を上回っていた。つまり、明治40年と同じく、瀬戸内地方や福岡県南部から熊本県中部、沖縄県等の移民多出地域において、引き続き多くの移民がみられた。また、広島県を事例にとると、在外者数1,000人以上の郡に沼隈郡1,517人や双三郡1,068人が加わったことをはじめ、全国的に既存の送出地域の周辺へも移民送出地域の拡大がみられた。

さらに、在外者数1,000人以上では新潟県北蒲原郡4,060人や岩船郡1,141人、滋賀県犬上郡2,876人、福井県三方郡1,021人、出移民率1%以上では神奈川県足柄上郡1.665%、滋賀県愛知郡1.549%、滋賀県神崎郡1.053%をはじめ、近畿地方以東の送出地域についても継続して多くの在外者がみられ、滋賀県湖東地方では周辺地域への拡大もみられた。また、静岡県庵原郡3,432人や安倍郡（静岡市を含む）1,324人といった静岡県中部や、福島県信夫郡（福島市を含む）3,375人や伊達郡2,409人、安達郡1,812人といった福島県中通りの北部、鹿児島県始良郡2,961人や川辺郡2,076人、日置郡1,545人、揖宿郡1,497人、薩摩郡1,127人といった鹿児島県始良郡と薩摩半島中部から南部、愛知県西部にある海部郡1,581人、鳥取県西部にある西伯郡1,576人をはじめ、近畿地方以東や山陰地方、九州

地方南部に新たに局地的な移民多出地域がみられるようになった。また、宮城県中部にある遠田郡605人、1.005%といった、在外者数が1,000人以下ではあるが出移民率1%を上回る郡も登場した。

以上の点を踏まえ、府県統計書を活用して詳細な地域単位での在外者数や出移民率に注目すると、西日本の比重が大きいことや、瀬戸内地方や福岡県南部から熊本県中部等から周辺地域へと送出地域の拡大する様子、沖縄本島南部や九州南部をはじめ後発ながら急増する送出地域の存在といった、既存研究の指摘と同様な送出地域の展開がみられた。一方、宮城県中部や福島県中通りの北部、神奈川県足柄地方、新潟県北部、福井県若狭地方、静岡県中部、愛知県西部、滋賀県湖東地方をはじめ、近畿地方以東にも局地的な移民送出地域が多数みられた。さらに、和歌山県では明治中期以前の和歌山市周辺から紀ノ川中流域から明治後期以降は紀南地方沿岸部へ、福岡県周辺では明治中期以前の豊後水道沿岸部から明治後期以降は筑後川流域から熊本県北部や中部の中山間地域付近へとといったように、同一の府県内において移民送出地域の通時的変化がみられた。加えて、明治中期以前には、「在朝鮮」の項目が設けられていないという要因もあったが、瀬戸内地方や福岡県南部から熊本県中部といった官約移民の送出地域だけでなく、長崎市周辺から島原半島と天草諸島や、赤間関市（下関市）周辺、横浜市周辺といった、東アジアをはじめ海外との交流の盛んな都市周辺においても多くの移民送出がみられた。

IV. 結論

本稿では、近代日本における移民送出を概観する際、近代に日本政府が刊行した移民統計や渡航者名簿の資料的制約を踏まえ、より詳細な地域単位で全国的な送出地域の偏在を把握するため、①移民統計としての府県統計書の特性と、②府県統計書を活用した全国的なメソスケールないしミクロスケールの送出地域の偏在の検討を行った。

まず、府県統計書では、明治20年代から大正後期にかけて在外者数が市郡単位で、明治30年代から昭和前期にかけて渡航者数が主に県単位で、明治30年代後半から昭和前期にかけて一部府県で海外在留者数が県または市郡、警察署管内単位で記載されるという傾向がみられた。また、在外者数について、本籍人口のうち日本国外に一時的に滞在する者を示し、大正後期以降は国勢調査の普及によりほとんどの府県で記載がみられなくなるが、近代に日本政府が刊行した移民統計や渡航者名簿より早期から数値が市郡単位で収集でき、本籍人口で除することでより精確な出移民率の算出に適していた。

次に、府県統計書を活用し、初期移民送出期の明治23年とハワイや北米移民の最盛期である明治40年、南米等への移民の増加した大正9年における郡別の在外者数や出移民率に注目すると、西日本の比重の大きさや、瀬戸内地方や九州北部等から周辺地域への拡

大、沖縄県や九州南部といった後発の送出地域が確認された。一方、近畿地方以東にも局地的な移民送出地域が多数分布することや、同じ府県内でも移民送出地域の通時的变化がみられること、長崎市および周辺地域をはじめ明治中期以前における東アジアや海外との交流の盛んな都市周辺において多くの移民送出を確認できるといったことが明らかになった。もちろん、府県統計書のみでは、移民送出地域の成立した背景や地理的特性について十分検討することができない。しかし、本稿を通じて、府県統計書は近代前～中期を中心に、詳細な地域単位で広域的に移民送出地域を概観する資料として適していることがみいだされた。

今後の課題として、府県統計書に記された在外者数や渡航者数、海外在留者数と、近代に日本政府が刊行した移民統計や渡航者名簿に記された渡航者数の数値の相違について、集計方法をはじめより詳細な資料批判と出移民数の検討を進める必要がある。また、府県統計書の在外者数だけでなく、他の新出資料も探索しながら、近代を通じたメソスケールやマクロスケールでの送出地域の偏在とその要因の検討を深める必要がある。

付記

本稿の作成にあたり、筑波大学の中西僚太郎先生より、市郡別地図のベースマップの提供や作図方法について多大なるご教示を賜りました。記して厚く御礼申し上げます。

注

- 1) 近年では、1920～40年代のブラジル国策移民の送出地域に注目し、熊本県と北海道に偏在することと、干拓地での小作争議や被害地帯での凶作補助にその要因をみいだした、坂口の研究がみられる（坂口満宏「日本におけるブラジル国策移民事業の特質——熊本県と北海道を事例に——」史林 97-1, 2014, 133-170 頁）。
- 2) 石川友紀『日本移民の地理学的研究』榕樹社, 1997, 91-187 頁。
- 3) 外務省通商局編・発行『旅券下付数及移民統計』, 1921。
- 4) 石川友紀, 前掲 2), 115 頁。
- 5) 石川友紀, 前掲 2), 138-139 頁。
- 6) 外務省外交史料館所蔵, 3.8.5-8, 「海外旅券下付 (附与) 返納表進達一件 (含附与明細表)」。
- 7) 外務省外交史料館所蔵, 3.8.2-38, 「移民取扱人ヲ經由セル海外渡航者名簿」。
- 8) 外務省外交史料館所蔵, 3.8.2-90, 「移民取扱人ニ依ラサル移民ニ対シ渡航許可ヲ与ヘタル者ノ姓名月表警視庁府県ヨリ報告一件」。
- 9) ①沖縄県立図書館資料編集室編『沖縄県史料 近代 5 移民名簿 1 自明治 32 年至明治 39 年』沖縄県教育委員会, 1992, ②沖縄県立図書館資料編集室編『沖縄県史料 近代 6 移民名簿 2 自明治 40 年至明治 44 年』沖縄県教育委員会, 1994, ③沖縄県文化

- 振興会公文書館管理部資料編集室編『沖縄県史 資料編6 近代1 移民会社取扱移民名簿 自1912至1918』沖縄県教育委員会, 1998, ④沖縄県文化振興会公文書館管理部資料編集室編『沖縄県史 資料編8 近代2 自由移民名簿 自1908至1920』沖縄県教育委員会, 1999, ⑤沖縄県文化振興会公文書館管理部資料編集室編『沖縄県史 資料編11 近代3 移民会社取扱移民名簿 自1919至1926』沖縄県教育委員会, 2000, ⑥沖縄県文化振興会公文書館管理部資料編集室編『沖縄県史 資料編19 近代6 自由移民名簿 自1921至1925』沖縄県教育委員会, 2005。
- 10) 外務省調査局編・発行『昭和十五年海外在留邦人調査結果表』, 1943。
- 11) 在外者を示す語彙には、「海外在留邦人」や「在外日本人」をはじめさまざまな表現がみられるが、本稿では「在外者(数)」を用いる。
- 12) 石川友紀, 前掲2), 128頁。
- 13) 石川友紀, 前掲2), 168頁。
- 14) ①外務省調査局編・発行『海外在留本邦人送金額調査 昭和9年中』, 1935, ②外務省調査局編・発行『海外在留本邦人送金額調査 昭和10年中』, 1937, ③外務省調査局編・発行『海外在留本邦人送金額調査 昭和11年中』, 1938, ④外務省調査局編・発行『海外在留本邦人送金額調査 昭和12年中』, 1939, ⑤外務省調査局編・発行『海外在留本邦人送金額調査 昭和13年中』, 1939。
- 15) ①児玉正昭『日本移民史研究序説』溪水社, 1992, 466-516頁, ②菅 英輝「福岡県からのハワイ・北米向移民の社会・経済史的考察, 明治初期～大正13年」北九州産業社会研究所紀要24, 1982, 65-92頁, ③原 康記「戦間期長崎県における海外移民について」経済学研究56-4, 1990, 61-79頁, ④水野公寿「熊本県の移民と移民会社」大津町史研究1, 1984, 51-62頁。
- 16) たとえば, 移民資料を総観した神の論考においても, 移民資料としての府県統計書の活用の可能性に言及するものの, 資料の特性についての検討はみられない。神 繁司「ハワイ・北米における日本人移民および日系人に関する資料について(1)」参考書誌研究47, 1997, 25-37頁。
- 17) 児玉正昭, 前掲15) ①, 506・512頁。
- 18) 大分県編・発行『明治十一年 大分県統計表』, 1879, 46-47頁。
- 19) 大分県編・発行『明治十四年 大分県統計表』, 1883, 47頁。
- 20) 福岡県庶務課編・発行『明治十五年 福岡県統計書』, 1884, 41-45頁。
- 21) ①熊本県編・発行『明治三十年 熊本県統計書』, 1899, 36-37頁, ②熊本県編・発行『明治三十一年 熊本県統計書』, 1900, 45-46頁。
- 22) 木村健二「近代日本移民史における国家と民衆——移民保護法下の北米本土転航を中心に——」歴史学研究582, 1988, 23-32頁。
- 23) 福岡県内務部第一課編・発行『明治三十六年 福岡県統計書』, 1905, 73-75頁。

- 24) 石川友紀, 前掲 2), 172-184 頁。
- 25) ①沖縄県編・発行『大正十三年 沖縄県統計書 第一編 (内務)』, 1926, 27-54 頁,
②沖縄県編・発行『大正十四年 沖縄県統計書 第一編 (内務)』, 1927, 35-66 頁。
- 26) ①福岡県知事官房統計係編・発行『明治四十二年 福岡県統計書 第壹編 (行政)』,
1910, 89-90 頁, ②福岡県知事官房統計係編・発行『明治四十三年 福岡県統計書 第
壹編 (行政)』, 1911, 89-90 頁。
- 27) 熊本県編・発行『明治三十三年 熊本県統計書』, 1902, 42 頁。
- 28) 前掲 9) ①~⑤, の解題に収録された, 集計表を参照した。
- 29) 昭和 5 年の市郡別地図の資料批判と, 作図の方法については, 以下の論考を参考にし
た。中西僚太郎「近代日本農業の地域的特色——昭和前期の年雇労働力分布の地域差を
中心として——」千葉大学教育学部研究紀要 50- II, 2002, 221-231 頁。
- 30) なお, 北海道庁統計書で本籍人口や在外者数の登場する最後の年次である大正 13 年
に注目すると, 在外者数 1 位は石狩支庁 (札幌市を含む) 391 人で出移民率 0.181 %, 2
位空知支庁 362 人で出移民率 0.136 %, 3 位上川支庁 (旭川市を含む) 230 人で出移民
率 0.091 % となっており, 大正後期においては道央地方に送出地域の偏在がみられたと
いえなくはない。しかし, 石川の 4 つの表では大正後期以降渡航者数が急増しているが,
府県統計書でみると出移民は少なく, 移民送出地域であるとはいいがたい。他府県出身
者が多い北海道における人口および在外者数の集計のあり方や, より渡航者数の増加す
る昭和前期以降の実態等を踏まえ, 詳細な検討が必要である。
- 31) 石川友紀, 前掲 2), 135-139 頁。
- 32) 和歌山県編・発行『和歌山県移民史』, 1957, 147-221 頁。

(はなき ひろなお・琉球大学教育学部講師・歴史地理学)

Characteristics and Use of Prefectural Statistics for Emigration Data

HANAKI Hironao

Faculty of Education, University of the Ryukyus

(Historical Geography)

Key words : Prefectural Statistics, Absentee, Domicile Population, Emigration Rate,
Regional Emigration Area

This article studies the characteristics of Japanese prefectural statistics that may be useful for emigration data and the distribution of emigration areas on a microscale. First, prefectural statistics listed “absentees” on a citywide or countywide basis from the 1880s to the 1920s. Absentees were members of the domicile population who were briefly living overseas; they were listed in the prefectural statistics until the late Taisho era after which the Japanese government started counting the census. Prefectural statistics on absentees are also a suitable means of obtaining the exact number of emigrants from Japan on a microscale, beginning from the early modern era. Next, this article examines absentee and emigration statistics at the city and county levels. It demonstrates changes in the emigration areas within the same prefecture, regional emigration areas to the east of Kinki district, and emigration areas near trading cities such as Nagasaki before the middle of the Meiji era. The article thus concludes that prefectural statistics are useful for studying emigration areas on a microscale in the early and middle of the modern period in Japan.